

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて
 (昭和40年10月1日蔵関第1095号)】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>財務省関税局長 殿 農林水産省政策統括官</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて</p> <p><u>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に規定する独立行政法人農畜産業振興機構の売買手続きについて、機構売買事務について売渡等申込者の利便性向上及び機構の業務執行の効率化を図る観点から、本年2月19日から機構売買用のwebサイトを利用する方法に移行することとしているところです。これに伴い、指定糖・輸入異性化糖について1回の輸入につき複数の機構売買を要する場合に別葉で承諾書を発行していたものを1枚の承諾書で発行できるよう、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて（平成19年9月20日付け19生産第3871号）」の別紙様式1～3（指定糖、輸入異性化糖、指定でん粉の各様式）を改正し、下記のとおり取り扱うこととしましたので、周知方よろしくお願ひいたします。</u></p> <p>記</p> <p>(証明を必要とする指定糖) 1 (省略)</p> <p>(証明を必要とする異性化糖等) 2 (省略)</p> <p>(証明を必要とする指定でん粉等)</p>	<p>別添</p> <p>財務省関税局長 殿 農林水産省政策統括官</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて</p> <p><u>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に規定する独立行政法人農畜産業振興機構の承諾に係る買入れ承諾書について、これまで指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入申告時に原本を提出することとしていたところ、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進する観点から、写しを提出するよう「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて（平成19年9月20日付け19生産第3871号）」の一部を改正し、下記のとおり取り扱うこととしましたので、手続の変更につき周知方よろしくお願ひいたします。</u></p> <p>記</p> <p>(証明を必要とする指定糖) 1 (同左)</p> <p>(証明を必要とする異性化糖等) 2 (同左)</p> <p>(証明を必要とする指定でん粉等)</p>

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて
 (昭和40年10月1日蔵関第1095号)]
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3 (省略)	3 (同左)
(平均輸入価格等の税関への連絡)	(平均輸入価格等の税関への連絡)
4 粗糖の平均輸入価格、砂糖調整基準価格、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格、 <u>異性化糖標準価格</u> 、でん粉の平均輸入価格及びでん粉調整基準価格（以下「粗糖の平均輸入価格等」という。）並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から直接税関（本関）に連絡されることとする。	4 粗糖の平均輸入価格、砂糖調整基準価格、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格 <u>及び</u> 異性化糖標準価格、でん粉の平均輸入価格及びでん粉調整基準価格（以下「粗糖の平均輸入価格等」という。）並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から直接税関（本関）に連絡されることとする。
(指定糖等に関する証明)	(指定糖等に関する証明)
5 (省略)	5 (同左)
(輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い)	(輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い)
6 輸入検査の結果、輸入申告の数量が <u>買入れ承諾書</u> の数量を超えると認められる場合には、買入れ承諾書（原本）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。 (1) 輸入許可を保留し、別紙様式4の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書（写し）を添付して、機構本部宛て適宜の方法により送付すること。 (2) (省略)	6 輸入検査の結果、輸入申告の数量が <u>買入承諾書</u> の数量を超えると認められる場合には、買入れ承諾書（原本）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。 (1) 輸入許可を保留し、別紙様式4の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書（写し）を添付して、機構本部宛て適宜の方法により送付すること。 (2) (同左)
(関税の払戻し又は徴収が行われた場合の機構への通知)	(関税の払戻し又は徴収が行われた場合の機構への通知)
7 法第5条第1項又は第11条第2項の規定により機構に売り渡された粗糖以外の指定糖又は異性化糖等については、当該指定糖について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び同法第13条第1項又は第19条第1項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同条第4項の規定による関税の徴収が行われ	7 法第5条第1項又は第11条第2項の規定により機構に売り渡された粗糖以外の指定糖又は異性化糖等については、当該指定糖について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び同法第13条第1項又は第19条第1項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同条第4項の規定による関税の徴収が行われ

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて
 (昭和40年10月1日蔵関第1095号)】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ないことが明らかとなったときは、当該指定糖又は異性化糖等に係る機構の買入契約が解除されることとなっており（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第4条及び第17条）、機構においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 指定糖又は異性化糖等について、関税の徴収が行われることとなった場合には、納税告知書を発給する際に、別紙様式6の輸入指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書を作成し、その都度、これを機構本部宛て送付すること。</p> <p>(通関時又は通關後に疑義が生じた場合の対応)</p> <p>8 (省略)</p>	<p>ないことが明らかとなったときは、当該指定糖又は異性化糖等に係る機構の買入契約が解除されることとなっており（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第4条及び第17条）、機構においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 指定糖^等又は異性化糖等について、関税の徴収が行われることとなった場合には、納税告知書を発給する際に、別紙様式6の輸入指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書を作成し、その都度、これを機構本部宛て送付すること。</p> <p>(通關時又は通關後に疑義が生じた場合の対応)</p> <p>8 (同左)</p>

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて
(昭和40年10月1日蔵関第1095号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後								改正前																																																																																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">別紙様式1</div> <p style="text-align: center;">指定糖売渡し及び買戻し申込書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿</p> <p>通知者 名 称</p> <p>輸入申告者 氏名(名称)</p> <p>申込者 住所 名称 役職・氏名 (印)</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により指定糖を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び指定糖売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なる場合は、売渡し及び買戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>平均輸入価格</th> <th>平均輸入価格の適用期間</th> <th>輸入申告する税関名 (支署又は出荷所)</th> <th>輸入申告年月日</th> <th>輸入申告番号</th> <th>原産地 (倉庫名)</th> <th colspan="2">売買差額合計</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>月 日から 月 日まで</td> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">統計品目番号</th> <th rowspan="2">売買数量 (輸入申告数量)</th> <th colspan="2">売渡価額</th> <th colspan="2">買戻価額</th> <th rowspan="2">売買差額</th> <th rowspan="2">開税の根拠標準 となるべき価格</th> <th rowspan="2">原産地</th> <th rowspan="2">…</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>担保区分</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>特定期保</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>口頭保付</td> <td>納付方法</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>口頭保付</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>個別納付</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>個別納付(延長)</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>一括納付</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">指定糖の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>申込者 名 称 役職・氏名 殿 上記申込書のとおり承諾します。 この承諾書を交付することにより指定糖売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。 独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">承諾番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(印)</p>								平均輸入価格	平均輸入価格の適用期間	輸入申告する税関名 (支署又は出荷所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	原産地 (倉庫名)	売買差額合計		円	月 日から 月 日まで		平成 年 月 日			円		種類	統計品目番号	売買数量 (輸入申告数量)	売渡価額		買戻価額		売買差額	開税の根拠標準 となるべき価格	原産地	…	適用	単価	金額	単価	金額	1		円	円	円	円							2		円	円	円	円							3		円	円	円	円							4		円	円	円	円							5		円	円	円	円							担保区分	<input type="checkbox"/> 特定期保		<input type="checkbox"/> 口頭保付		納付方法	<input type="checkbox"/> 口頭保付		<input type="checkbox"/> 個別納付		<input type="checkbox"/> 個別納付(延長)		<input type="checkbox"/> 一括納付	
平均輸入価格	平均輸入価格の適用期間	輸入申告する税関名 (支署又は出荷所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	原産地 (倉庫名)	売買差額合計																																																																																																											
円	月 日から 月 日まで		平成 年 月 日			円																																																																																																											
種類	統計品目番号	売買数量 (輸入申告数量)	売渡価額		買戻価額		売買差額	開税の根拠標準 となるべき価格	原産地	…	適用																																																																																																						
			単価	金額	単価	金額																																																																																																											
1		円	円	円	円																																																																																																												
2		円	円	円	円																																																																																																												
3		円	円	円	円																																																																																																												
4		円	円	円	円																																																																																																												
5		円	円	円	円																																																																																																												
担保区分	<input type="checkbox"/> 特定期保		<input type="checkbox"/> 口頭保付		納付方法	<input type="checkbox"/> 口頭保付		<input type="checkbox"/> 個別納付		<input type="checkbox"/> 個別納付(延長)		<input type="checkbox"/> 一括納付																																																																																																					

別紙様式1

指定糖義務売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿通知者 住 所
(又は所在地)
氏 名申込者 住 所
(又は所在地)
氏 名 (印)
(又は名前)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により輸入に係る指定糖を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻し契約を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。

記

(承認状態)
① 価格は、小売高M/T以下3位まで記入のこと。
② %は、売買数量の価格に占める割合を記入し、小数点以下第3位を四捨五入すること。
③ 営業の円次第の価格は、四捨五入し、会員の円次第の価格は四捨五入すること。
④ 輸入申告者住所氏名は、申込者が輸入申告する者でない場合のみ記載すること。
⑤ 通知者は、申込者が農務水産大臣が定める数量の通知を受けた者と異なる場合に当該通知を受けた者を記載すること。

義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻し承諾書

承諾番号
年 月 日独立行政法人農畜産業振興機構
理事長上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻し契約の定め
るとおりによる義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻しの契約が成立しました。

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて
(昭和40年10月1日蔵関第1095号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後								改正前																																																																																																												
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙様式2</div> <p>輸入異性化糖等充渡し及び買戻し申込書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿</p> <p>通知者 名 称</p> <p>輸入申告者 氏名 (名称)</p> <p>申込者 住所 名称 役職・氏名 印</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により輸入異性化糖等を充渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入異性化糖等充買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容と輸入許可等の内容と異なった場合は、充渡し及び買戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>異性化糖 平均供給価格</th> <th>異性化糖 標準価格</th> <th>左の価格の 適用期間</th> <th>輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)</th> <th>輸入申告年月日</th> <th>輸入申告番号</th> <th>収着場所 (支署名)</th> <th>充買差額合計</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>月 日から 月 日まで</td> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">統計品目番号</th> <th rowspan="2">輸入申告数量</th> <th colspan="2">充渡価額</th> <th colspan="2">買戻価額</th> <th rowspan="2">充買差額</th> <th rowspan="2">—</th> <th rowspan="2">原産地</th> <th rowspan="2">—</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>担保区分</td> <td><input type="checkbox"/> 指定担保</td> <td><input type="checkbox"/> 標準担保</td> <td><input type="checkbox"/> (担保番号:)</td> <td>納付方法</td> <td><input type="checkbox"/> 担保金充当</td> <td><input type="checkbox"/> 個別納付</td> <td><input type="checkbox"/> 個別納付(延長)</td> <td><input type="checkbox"/> 一括納付</td> </tr> </table> <p>輸入異性化糖等の買入れ及び充戻し承諾書</p> <p>申込者 名 称 役職・氏名 上記申込書のとおり承諾します。 この承諾書を交付することにより輸入異性化糖等充買要領の定めるところによる買入れ及び充戻しの契約が成立しました。 独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印</p> <p>(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。</p>								異性化糖 平均供給価格	異性化糖 標準価格	左の価格の 適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	収着場所 (支署名)	充買差額合計			月 日から 月 日まで		平成 年 月 日			円	種類	統計品目番号	輸入申告数量	充渡価額		買戻価額		充買差額	—	原産地	—	適用	単価	金額	単価	金額	1		円	円	円	円	円						2		円	円	円	円	円						3		円	円	円	円	円						4		円	円	円	円	円						5		円	円	円	円	円						担保区分	<input type="checkbox"/> 指定担保	<input type="checkbox"/> 標準担保	<input type="checkbox"/> (担保番号:)	納付方法	<input type="checkbox"/> 担保金充当	<input type="checkbox"/> 個別納付	<input type="checkbox"/> 個別納付(延長)	<input type="checkbox"/> 一括納付	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙様式2</div> <p>輸入異性化糖等充渡し及び買戻し申込書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿</p> <p>申込者 住 所 (支署所在地) 氏 名 (支署名)</p> <p>輸入申告者 住 所 (支署所在地) 氏 名 (支署名)</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿</p> <p>この申込書は2通を提出すること。 (注) ① 税額は、輸入異性化糖又は混合異性化糖の別を記載すること。 ② 数量は、小数点以下3位まで記入すること。 ③ 千葉は税物数量に占める%を記入すること。 ④ 単価の円表示の場合は四捨五入し、全額の円表示の場合は切り捨てること。 ⑤ 輸入申告者住所氏名は、先頭申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。</p> <p>輸入異性化糖等の買入れ及び充戻し承諾書</p> <p>申込者 住 所 (支署所在地) 氏 名 (支署名)</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 印</p> <p>この承諾書を交付することにより輸入異性化糖等の買入れ及び充戻し契約の定めるところによる輸入異性化糖等の買入れ及び充戻しの契約が成立しました。</p>							
異性化糖 平均供給価格	異性化糖 標準価格	左の価格の 適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	収着場所 (支署名)	充買差額合計																																																																																																													
		月 日から 月 日まで		平成 年 月 日			円																																																																																																													
種類	統計品目番号	輸入申告数量	充渡価額		買戻価額		充買差額	—	原産地	—	適用																																																																																																									
			単価	金額	単価	金額																																																																																																														
1		円	円	円	円	円																																																																																																														
2		円	円	円	円	円																																																																																																														
3		円	円	円	円	円																																																																																																														
4		円	円	円	円	円																																																																																																														
5		円	円	円	円	円																																																																																																														
担保区分	<input type="checkbox"/> 指定担保	<input type="checkbox"/> 標準担保	<input type="checkbox"/> (担保番号:)	納付方法	<input type="checkbox"/> 担保金充当	<input type="checkbox"/> 個別納付	<input type="checkbox"/> 個別納付(延長)	<input type="checkbox"/> 一括納付																																																																																																												

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて
(昭和40年10月1日蔵関第1095号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前																																																																																																																					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙様式3</div> <p>指定でん粉等売渡し及び買戻し申込書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿</p> <p>申込者 住所 名称 役職・氏名 印</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により指定でん粉等を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方書及び指定でん粉等売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容と輸入許可等の内容と異なる場合は、売渡し及び買戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>関税割当証明書番号-1</th> <th colspan="2"></th> <th>関税割当証明書番号-2</th> <th></th> <th>統計品目番号</th> <th></th> <th>用途</th> <th></th> </tr> <tr> <td>品名</td> <td colspan="2">平均輸入価格</td> <td>円</td> <td>左の価格の適用期間</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>から</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>売買数量 (輸入申告数量)</td> <td colspan="2">売渡し価額</td> <td></td> <td>買戻し価額</td> <td colspan="5" rowspan="2">売買差額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単価</td> <td>金額</td> <td>単価</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>M/T</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)</td> <td colspan="2"></td> <td>輸入申告予定年月日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>輸入申告番号</td> <td colspan="2"></td> <td>関税割当を受けた者 (限定輸入申告者)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>原産地</td> <td>蔵置場所 (倉所名)</td> <td></td> <td>当該物品の使用者の名称</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>担保区分</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>特定担保 <input type="checkbox"/>根担保 (担保番号:) </td> <td>納付方法</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>担保金充当 <input type="checkbox"/>個別納付 (延長) <input type="checkbox"/>一括納付 </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="12"> <p>この申込書は2通を提出すること。</p> <p>① 数量は、小数点以下3位まで記入のこと。</p> <p>② 単価の内先着の総額は、四捨五入し、金額の円未満の総額は切り捨てること。</p> <p>③ 関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名前は、申込者が関税割当の認明を受けていない場合のみ記載すること。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="12"> <p>指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>申込者 名 称 役職・氏名 殿</p> <p>承諾番号</p> <p>年 月 日</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。 この承諾書を交付することにより指定でん粉等売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印</p> <p>(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="12"> <p>義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>申込者 住 所 (又は所在地) 氏 名 (又は名前)</p> <p>年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (印)</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p> </td> </tr> </table>							関税割当証明書番号-1			関税割当証明書番号-2		統計品目番号		用途		品名	平均輸入価格		円	左の価格の適用期間	月	日	から	月	日	まで	売買数量 (輸入申告数量)	売渡し価額			買戻し価額	売買差額						単価	金額	単価	金額	M/T	円	円	円	円						輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)			輸入申告予定年月日	平成	年	月	日	輸入申告番号			関税割当を受けた者 (限定輸入申告者)						原産地	蔵置場所 (倉所名)		当該物品の使用者の名称						担保区分	<input type="checkbox"/> 特定担保 <input type="checkbox"/> 根担保 (担保番号:)		納付方法	<input type="checkbox"/> 担保金充当 <input type="checkbox"/> 個別納付 (延長) <input type="checkbox"/> 一括納付							<p>この申込書は2通を提出すること。</p> <p>① 数量は、小数点以下3位まで記入のこと。</p> <p>② 単価の内先着の総額は、四捨五入し、金額の円未満の総額は切り捨てること。</p> <p>③ 関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名前は、申込者が関税割当の認明を受けていない場合のみ記載すること。</p>												<p>指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>申込者 名 称 役職・氏名 殿</p> <p>承諾番号</p> <p>年 月 日</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。 この承諾書を交付することにより指定でん粉等売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印</p> <p>(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。</p>												<p>義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>申込者 住 所 (又は所在地) 氏 名 (又は名前)</p> <p>年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (印)</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p>											
関税割当証明書番号-1			関税割当証明書番号-2		統計品目番号		用途																																																																																																																					
品名	平均輸入価格		円	左の価格の適用期間	月	日	から	月	日	まで																																																																																																																		
売買数量 (輸入申告数量)	売渡し価額			買戻し価額	売買差額																																																																																																																							
	単価	金額	単価	金額																																																																																																																								
M/T	円	円	円	円																																																																																																																								
輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)			輸入申告予定年月日	平成	年	月	日																																																																																																																					
輸入申告番号			関税割当を受けた者 (限定輸入申告者)																																																																																																																									
原産地	蔵置場所 (倉所名)		当該物品の使用者の名称																																																																																																																									
担保区分	<input type="checkbox"/> 特定担保 <input type="checkbox"/> 根担保 (担保番号:)		納付方法	<input type="checkbox"/> 担保金充当 <input type="checkbox"/> 個別納付 (延長) <input type="checkbox"/> 一括納付																																																																																																																								
<p>この申込書は2通を提出すること。</p> <p>① 数量は、小数点以下3位まで記入のこと。</p> <p>② 単価の内先着の総額は、四捨五入し、金額の円未満の総額は切り捨てること。</p> <p>③ 関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名前は、申込者が関税割当の認明を受けていない場合のみ記載すること。</p>																																																																																																																												
<p>指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>申込者 名 称 役職・氏名 殿</p> <p>承諾番号</p> <p>年 月 日</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。 この承諾書を交付することにより指定でん粉等売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印</p> <p>(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。</p>																																																																																																																												
<p>義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>申込者 住 所 (又は所在地) 氏 名 (又は名前)</p> <p>年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (印)</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p>																																																																																																																												